

ドイツのチューリングゲン州から日本向けに
輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年1月12日

今般、ドイツのチューリングゲン州において高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されたことから、同国から日本向けに輸出される家きん肉等について、下記のとおり輸入が停止されました。

記

1 一時輸入停止措置の対象地域

家きん肉等：チューリングゲン州

（生きた家きんについては、既にドイツ全土から一時停止措置中）

2 一時輸入停止措置の対象品目

（1）家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類）の肉、臓器等及びこれらの加工品

（2）家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛